

2008年7月7日

お客様各位

商船三井フェリー株式会社  
代表取締役社長 岡本 豊

### 燃料油価格変動調整金制度において指標とする燃料油価格の変更について

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社サービスをご愛顧賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、ここ数年来の燃料油価格の高騰により、お客様には2005年10月より燃料油価格変動調整金のご負担にご協力頂きましたことを深く感謝申し上げます。

然しながら、燃料油価格の高騰は留まる処を知らず、2008年4月～6月のC重油価格は70,000円/KLを超える見通しとなっています。このため弊社は燃料消費量の低減等自社努力によって、一層のコスト削減を重ねて参りましたが、昨今の燃料油急騰は弊社の経営努力で補える水準を遥かに超えており、現行の「燃料油価格変動調整金」制度による航路運営の維持が限界に達しております。

また、現行の「燃料油価格変動調整金」制度は、2四半期前(半年前)の紙パ価格を指標としてお客様各位に調整金をご負担願う仕組みであります。燃料油価格の高騰が継続化している現況において、燃料油価格に対する調整金の反映が半年後となることも航路運営に深刻な影響を与えており、今般、燃料油価格の適用時期短縮をお願いしなければならない状況となりました。

つきましては2008年10-12月期から採用する燃料油価格について下記のようにご案内申し上げますので、甚だ勝手なお願いとは存じますが、上述の事情ご賢察戴きまして皆様のご理解、ご支援を賜ります様、重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象航路：大洗/苫小牧航路

2. 変更内容：燃料油価格変動調整金において指標とする燃料油価格の採用時期変更

燃料油価格変動調整金は、四半期毎に決定される燃料油価格の指標である「紙パ価格」（以下：紙パ価格）に応じて算出される金額を2四半期前(6ヶ月前)の価格に基づいて加算させて頂いておりますが、下表のように四半期前(3ヶ月前)の価格に基づいて加算することに変更いたします。

但し、対象となる「紙パ価格」が決定していない場合でのご予約・ご乗船は、前期の「調整金」を適用して取扱いいたします。

(表1)

	新	旧
調整金において指標とする燃料油価格の採用時期	四半期前 (3ヶ月前)	2四半期前 (6ヶ月前)

3. 実施日：2008年10月1日ご乗船分より

実施例) 2008年7月～9月の「紙パ価格」に基づいて調整金を算出し、10月～12月ご乗船分の「調整金」として適用いたします。

以上

尚、本件に関しましてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

営業一部 TEL 03-5501-1870  
北海道支社 TEL 011-261-5781